**平成２４年（フ）第２３９号**
神戸市西区桜が丘東町４丁目３番地の３
債務者　武本　祐子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２４年（フ）第２４１号**
兵庫県明石市魚住町清水1600番地の３　県住212号
債務者　龍組こと　下垣龍一郎
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２４年（フ）第２４２号**
兵庫県明石市魚住町清水1600番地の３　県住212号
債務者　下垣あゆみ
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２４年（フ）第２４４号**
神戸市西区学園西町１丁目１番地の１　1710号
債務者　山嶋　一生
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２４年（フ）第１５１号**
青森県平川市平田森下宮本13番地１
債務者　古川　聖茶
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２４年（フ）第２５１号**
広島県福山市沼隈町大字常石1722番地２、旧住所広島県福山市沼隈町大字常石1722番地１
債務者　田中　英士
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２４年（フ）第３８７号**
沖縄県島尻郡与那原町字板良敷769番地の３
ＶＩＬＬＡＳＡＳＡＫＩ303
債務者　照喜名あすか
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第４４３号**
沖縄県中頭郡西原町字上原126番地の５
Ｍ’Ｓ石原402号
債務者　大城　信勝
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第４４４号**
沖縄県中頭郡西原町字幸地370番地の５　丸友マンション203号
債務者　古謝　真紀
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第４７６号**
住民票上の住所宮城県仙台市宮城野区榴岡３丁目６番18―902号
債務者　鈴木　梨沙
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第１７２１号**
名古屋市中川区前田西町２丁目910番地　前田ビューハイツ１棟102号
債務者　藤嶋　一生
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１８４９号**
名古屋市緑区鳴海町字片坂８番地　南荘マンション103号、従前の住所愛知県名古屋市港区七反野１丁目2203番地　セブンスズキ201号
債務者　山田　　優
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１８６７号**
愛知県弥富市鯏浦町南前新田36番地４　宝荘210、従前の住所愛知県弥富市鯏浦町東気開39番地１　レジデンス林２Ｂ
債務者　中村　壽男
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２０４４号**
愛知県海部郡大治町大字北間島字宮西13番地グリーンシティ201号、従前の住所愛知県海部郡大治町大字花常字出口90番地の３
債務者　松島　健吾
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２０６４号**
名古屋市中区橘１丁目６番25号　サンフィールド201号
債務者　永田　雄一
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第３７８６号**
大阪府寝屋川市豊里町27番２号
債務者　木村智香枝
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４４４０号**
大阪市城東区成育３丁目17番２号　野江パークハイツ303
債務者　髙瀬　幸雄
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部